イ　希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

(ア)　衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

(イ)　デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

A　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５章第２節及び第６章第３節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する１秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

B　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５章第３節及び第６章第５節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する１秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

C　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第６章第２節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する１秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

D　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第６章第４節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する１秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

ウ　空中線電力の記載は、次によること。

(ア)　電波の型式の別に記載すること。

(イ)　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。

(ウ)　送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

(エ)　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

⑵　人工衛星局及び宇宙局の場合

ア　電波の型式は、次によること。

(ア)　多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。

(イ)　連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

(ウ)　占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第２から第４までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

A　占有周波数帯幅を３数字及び１文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の０並びに文字のK、M及びGを用いないこと。